

令和6年度

国保ガイド

健康都市宣言60周年



国保はゆいま〜る



宜野湾市国民健康保険課

電話(098)893-4411(代表)

国保の願い 全市民健康

国保の制度・世帯主の責任	1
国保の資格取得と喪失	2
届け出は14日以内に	3
医療保険の選択	4
所得申告は、なぜ必要か？	5
国保税の納期	6
国保と介護保険	8
国保税の計算方法	10
国保税の減額	12
国保税の納め方 65歳以上75歳未満	15
資格証明書について	16
安心・便利・確実	17
国保の給付	18
高額療養費	22
高額な医療費が複数ある場合は世帯合算ができます	25
高額介護合算・高額医療制度	26
こんなときは国保へ届け出を	27
特定健診・特定保健指導・がん検診	28
重症化予防事業	30
柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方	31
医療費を増やさないためにできること	33
後期高齢者医療制度	34
後期高齢者医療制度 保険料の計算方法	35
健康を目指す国保加入者の健康づくりを応援します！	36
マイナ保険証をご利用ください	37

国保ってどんな保険？

日本国民は、すべての人が何らかの健康保険へ加入するよう法律で義務づけられています。

これを[**国民皆保険制度**]といいます。

もしもの病気やケガの時、安心して病院で治療・入院が受けられるのは、みなさんの納める国保税が役立っているからです。

世帯主の責任

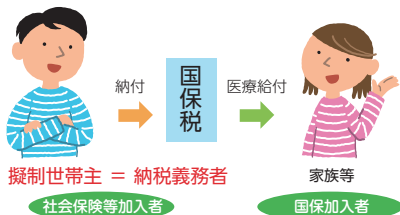
地方税法第703条の4、宜野湾市国保税条例第1条
誰が、国保税を支払うの？（納税義務者）

国保では、大人も子供も一人ひとりが被保険者となりますので、**誰かが誰かを扶養する又は扶養されるという関係はありません**。また、加入の際は住民登録の世帯ごとになりますので、世帯員(家族)をまとめる**世帯主**が、納税義務者として国保税を納めることになります。

☆擬制世帯主☆

国保では世帯主が納税義務者となりますので、その世帯主が職場からの社会保険等に参加している場合でも、**その家族に一人でも国保の加入者がいれば**、その方の国保税は納税義務者である世帯主が納めなければなりません。

なお、この場合の国保税には世帯主の分は含まれません。



国保の資格取得と喪失

国保法第7条・第8条、地方税法第17条の5

届け出が遅れたら・・・

国保の資格取得は、宜野湾市に転入した日、又は他の社会保険等の資格を喪失した日から発生します。

その届け出が遅れると・・・

国保税をさかのぼって**最長3年度分** 納めていただくことになります。また、保険証がない期間の実費でかかった病院代は、全額自己負担となります。

国保の資格が喪失するときは、宜野湾市から転出した日の翌日、または、他の社会保険等に参加した日の翌日となります。

その届け出が遅れると・・・

宜野湾市での国保の資格がありませんので、宜野湾市の保険証で病院にかかった際は、宜野湾市国保で負担した分の医療費を返すことになります。

届け出た日からではありません!!



国保法第9条、国保法(規則)第2条 手続きは自分で行います

現行の健康保険制度では、職場などの社会保険等に加
入したり、喪失した場合でも、職場などから市役所への
連絡はありません。そのため切り替えの手続きは被保険
者本人が行わなければなりません。

健康保険の異動があった場合は、14日以内に届け出て
ください。

会社は手続きしません！



Q&A

Q.よくある質問

3月末に会社を退職し、6月に国民健康保険の加入手続きを
しました。ところが、国保税は4月分から計算されているよう
です。4月・5月は保険証をもらっていなかったのですが、その分
の国保税まで負担しなければならないのでしょうか。

A.答え

他の市町村から転入したり、他の健康保険を喪失した場合、
国民健康保険の加入手続きをしたときから国保税を納めれば
よいと考えがちです。しかし現在の医療保険制度では、資格の
ない空白期間は認められておりません。ですから、国民健康保
険の資格は、他の健康保険が適用されなくなった日、又は退職
の翌日から発生し、国保税も届け出の遅れた分をさかのぼっ
て負担することになります。

職場の社会保険等を喪失した場合

会社を退職したあとの健康保険は、国民健康保険への加入を含めて、3種類の選択肢があります。

- ①〈国民健康保険〉に加入する。
- ②家族の方の社会保険等の〈扶養家族〉になる。

新たな保険料の負担はありませんが、雇用保険の失業手当が基準額を超えた場合や、その他に相当の収入がある場合は〈扶養家族〉にはなれません。（詳しくは職場にお問い合わせください。）

- ③職場の社会保険等を〈任意継続〉する。

職場の社会保険等加入期間が継続して2か月以上であることが必要で、最長で2年間継続することが出来ます。

〈任意継続〉の場合、職場が負担していた分まで本人が保険料を負担することになるので、負担額は増えますが、前年所得で国保税を算出する国民健康保険に比べ、負担が低い場合があります。

退職後20日以内に、全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部または職場の健康保険組合で手続きをすることになります。（詳しくは職場にお問い合わせください。）

任意継続を選択するか国民健康保険を選択するかは、その人の勤務当時の給与額や勤務していた期間、扶養家族の人数等によって異なりますので、退職の時点で職場又は国民健康保険課にご相談ください。

なお、国保加入の場合は、職場の健康保険の資格喪失日から14日以内に手続きを済ませてください。

所得申告は、なぜ必要か？

宜野湾市国保税条例第25条

国保税の計算

宜野湾市の国保税は『所得割』『均等割』『平等割』の3つを合計して決定します。所得申告をまだ済ませていない場合には、『均等割』と『平等割』のみを合算して納税知書を送付します。(仮の課税額)

また、所得申告がなされていない場合、国保税の法定軽減制度や減免等を受けることができません。

※所得割を加えた決定国保税額の算定(過去3年度分)

- ・ 所得申告が遅れた場合は、『所得割』課税が発生し、一括で納めていただくことになります。軽減が適用され減額される場合もありますが増額になる場合もあります。

病院での支払

所得申告をまだ済ませてない方は、以下のサービスや給付に不利益となることがあります。

- ①高額療養費の貸付
- ②高額療養費の限度額の区分
- ③入院時の食事代減額認定

**無収入でも、所得申告は
必ず行ってください！！**

国保税の納期

宜野湾市国保税条例第11条

8期払いです!!

国保税の納期は、7月から翌年の2月までの8期となっております。年間12か月の加入資格分を8期で割っていますので、1期が7月分、2期が8月分というわけではありません。

年度スタート

1期～8期

年度
終り

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

12か月=1年

国保税は、国保に加入したりやめたとき、または所得の変動があったときなど、何らかの変更の届け出があった月の翌月に変更通知書を郵送します。

その場合、変更通知書が届くまでは、変更前の納付書で納めておいってください。

※多めに納められた場合等は、還付(払い戻し)されます。

納めた国保税は、所得税・住民税控除の対象となります。
また後日のトラブルを防ぐためにも領収書は大切に保管してください(5年間)

お支払いが困難な場合は、お早めにご相談ください!!

国保と介護保険

地方税法第703条の4

あなたは何歳ですか？

介護保険制度の施行に伴い、

A (40歳未満の人)、B (40歳以上65歳未満の人)、C (65歳以上75歳未満の人) と年齢ごとにそれぞれ変わることになりました。

年齢は？ → 介護保険

A



40歳未満

40歳になったら
介護保険に加入します。

B



40歳以上65歳未満

介護保険の
第2号被保険者です。

C



65歳以上75歳未満

介護保険の
第1号被保険者です。

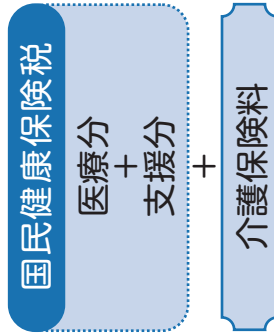
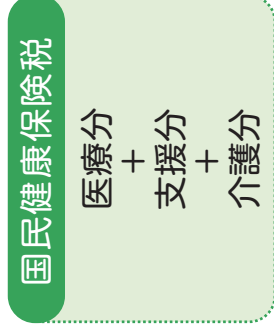
との関係 → 国保税の内訳

国保の保険税（医療分＋支援分）のみを納めます。

これまで納めていた国保の保険税（医療分＋支援分）に、介護保険の保険料（介護分）をプラスして、1つの国保の保険税として納めます。

※15頁参照

国保の保険税（医療分＋支援分）と介護保険料（介護分）を原則年金から天引きします。



医療分 = 医療給付への財源となります。

支援分 = 後期高齢者医療制度を支援する財源となります。

介護分 = 介護保険制度への財源となります。

国保税の計算方法

宜野湾市国保税条例第2条～第9条

①・②・③の各項目を計算します。
次に医療分・支援分・介護分を合算して税額を決定します。

項目	① 所得割 課税標準所得額 ^{※1} で計算	② 均等割 世帯の加入者数で計算	③ 平等割 一世帯あたりの計算
医療分	7.30%	19,800 円	22,800 円
支援分	2.66%	6,900 円	8,000 円

40歳以上 65歳未満の方（第2号被保険者）

介護分※2

第2号被保険者の
所得で計算

2.67%

第2号被保険者の
加入者数で計算

8,300 円

第2号被保険者がいる
世帯で計算

6,600 円

最高賦課限度額 合計(1,060,000円)

医療分(650,000円) 支援分(240,000円) 介護分(170,000円)

※1 課税標準所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除額

●基礎控除

前年の合計所得金額	基礎控除額
24,000,000円まで	430,000円
24,000,001円から24,500,000円まで	290,000円
24,500,001円から25,000,000円まで	150,000円
25,000,001円から	0円

※2 40歳以上65歳未満（第2号被保険者）の方で介護保険適用除外施設に入所（入院）した場合、届出により国保税の介護分の納付が不要となります。

国保税の減額（その1）

地方税法第703条の5、宜野湾市国保税条例第23条 法定軽減制度（均等割と平等割の軽減）

世帯の合計所得が下表の基準額以下の場合、均等割と平等割を軽減します。ただし、所得申告がなされていない場合は、基準を下回るかどうかの判断が出来ないため、軽減は適用されません。毎年の所得申告をお忘れなく！

軽減には、次の3つがあります。

所得基準 (前年中の総所得金額等の合算額)	減額割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} - 1)	7割
43万円+29.5万円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} - 1)	5割
43万円+54.5万円×被保険者数 ^{※1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} - 1)	2割

※1 同じ世帯に属する被保険者全員及び特定同一世帯所属者の合計数です。

※2 世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません。）並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得（給与等の収入金額が55万円超）を有する人の数及び公的年金等に係る所得（公的年金等の収入金額が60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上）を有する人の数の合計数です。これらに該当する人がいない場合、（給与所得者等の数-1）はゼロとして計算します。

※ 公的年金収入の場合、65歳以上の方は軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

国保税の減額(その2)

国民健康保険法施行令第29条の7第5項
宜野湾市国保税条例第23条第2項

未就学児に係る均等割額の軽減措置

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割額の5割を減額します。

法定軽減制度(12頁)が適用されている世帯は、軽減後(7割・5割・2割軽減)の額から5割減額となります。

地方税法第717条、宜野湾市国保税条例第24条 申請による国保税の減免制度

災害、病気などの事情により国保税を納めることが困難なときは、国保税の減免を受けられる場合があります。

※所得の申告を済ませている世帯に限ります。

※申請受付には期限がありますので、詳しくは保険税係までご相談ください。

〈災害を受けた場合〉

損害額が資産の10分の3以上で、前年の世帯総所得が1,000万円以下の場合は、所得額と被災の程度により、国保税額の8分の1～全額を減額・免除します。

〈疾病等により所得が減少した場合〉

前年(令和5年1月～12月)に比べ、今年(令和6年1月～12月)の所得が大幅(30%以上)に減少した世帯で、前年の世帯総所得が1,000万円以下の場合は、所得金額と減少の程度により、国保税の所得割額から一定額を減額します。

〈給付制限を受けた場合〉

刑務所などに収監され、国保の給付を受けられない期間があった場合は、その期間についての国保税を免除します。

国保税の減額 (その3)

宜野湾市国保税条例第23条の2、第24条の2

非自発的失業者に対する軽減措置

世帯内の被保険者で、倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた人、又は正当な理由により自己都合で離職した人については、国保税の軽減措置が申請により受けられる場合があります。

※ 対象者・退職日等の制限もありますので、該当条件を確認してください。

対象者の給与所得を100分の30として国保税を算定します。給与所得以外は軽減対象外です。国保税の算定方法は、10・11頁に記載しています。

軽減措置の対象者（すべての要件を満たしていることが条件です）

- ・ 離職日時点で65歳未満である人
- ・ 雇用保険受給資格者証の離職理由が下記のコードのいずれかに該当する人

区分	コード	離職事由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満等更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定 離職者 理由	23	期間満了(雇用期間3年未満等更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

○申請に必要なもの

保険証、雇用保険受給資格者証、身分証

国保税の減額(その4)

後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置(平等割の軽減)

世帯の中で後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が1人の世帯となる『特定世帯』は、最長で5年間、保険税の医療分と支援分の平等割額が1/2軽減されます。また、5年を経過し、世帯の状況が継続している『特定継続世帯』は、引き続き最長で3年間、保険税の医療分と支援分の平等割額が1/4軽減されます。

国保税の減額(その5)

出産する被保険者の軽減措置(原則、届け出が必要)

出産する被保険者の保険税は所得割額と均等割額が産前産後期間相当分(4か月分。多胎妊娠の場合は6か月分)免除されます。

国保税の納め方 65歳以上75歳未満

宜野湾市国保税条例第13条～第19条

特別徴収と普通徴収について

特別徴収 国保税は年金から自動的に徴収されます。

4・6・8月は、前年度の国保税を基に**仮算定**した国保税を納め、10・12・2月は、決定した本年度の年税額から、すでに仮算定で納めた分を除いた国保税額を納めることになります。

	仮徴収(仮賦課)			本徴収(本賦課)		
納 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

普通徴収 下記の事由に該当する場合は年金天引きではなく、納付書や口座振替で納めていただきます。

- ★年金受給額が年間18万円未満の場合
- ★介護保険料と併せた国保税が年金の2分の1を超える場合
- ★同じ世帯に65歳未満の国保加入者がいる場合
- ★他の市町村から転入した場合
- ★年金受給の現況届けを出し忘れた場合
- ★年金を担保に借入れを行った場合
- ★国保税の年税額が変更になった場合……など

資格証明書について

国保法第9条、第63条の2、地方税法第728条
国保税を滞納すると…

国保税を納期限までに納付しないと、督促が行われます。
延滞金などが徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

それでも国保税を納付しないと、通常の保険証のかわりに**短期被保険者証**が交付されます。

短期被保険者証とは

有効期間が短い保険証となります。
頻繁に更新手続きが必要となります。

※令和6年12月廃止予定

国保税を納期限から1年間納付しないと、保険証を返してもらい、**資格証明書**が交付されます。

資格証明書とは

資格証明書は、被保険者であることを証明するものです。

お医者さんにかかるときは**医療費を一旦全額自己負担**することになります。

国保税を納期限から1年6か月間納付しないと、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

差押

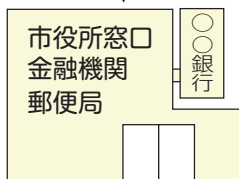
上記に関わらず、国保税の期限内での納付がない場合は、法令の規定により財産の差押処分を行うことがあります。

口座振替が便利です!!

ついうっかり国保税を納め忘れないために、**確実便利**な口座振替を！



これら4つを持って



で手続きできます。

毎月の残高確認をお忘れなく!!
振替不能の際にはご連絡を!!

コンビニ・スマホでも納付できます。

国保税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。「忙しくて平日の昼間に銀行に行けない」という人は、休日・夜間を問わず納付することができますので、ご利用ください。また、ご利用の際には下記のことにご注意ください。

※バーコード表示がない納付書、納付期限が過ぎた納付書等はいずれもご利用できません。

※スマートフォン決済アプリでの納付の場合、領収書は発行されません。納付証明書は有料となります。詳しくは、宜野湾市のホームページをご参照ください。



国保の給付 (その1)

病気やけがで診療を受けるとき、保険証又はマイナ保険証を提示すれば費用の2割又は3割を支払うことで診療が受けられます。ただし、年齢により費用の負担割合は変わります。

①療養の給付

義務教育就学前

2割負担

義務教育就学～69歳

3割負担

70歳以上74歳以下

下記の表参照

70歳以上74歳以下の方の負担割合

現役並み所得者 (P24参照)	3割
現役並み所得者でない方	2割

※70歳以上74歳以下の方は、負担割合が記載された保険証兼高齢受給者証が交付されます。

入院した時の食事代 ※高額療養費の対象外です。

①	一般(②、③以外の方)		1食 490円
②	住民税非課税世帯 (70歳以上の人は低所得Ⅱ)	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	1食 230円
		90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	1食 180円
③	70歳以上の低所得Ⅰの方		1食 110円

※上記②・③の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」又はマイナ保険証を入院時に医療機関に提示する必要があります。国保の担当窓口にて申請を行ってください。

※マイナ保険証=マイナンバーカードに健康保険証の利用登録済のもの

②療養費の支給

次のような場合は、いったん費用の全額を支払いますが、後日申請により保険で認められた部分の払い戻しが受けられます。

- やむを得ず保険証を使わないで診察を受けた場合
- 骨折、ねんざなどのときの柔道整復師の施術料
- 医師が認めたあんま、はり、灸、マッサージ代
- コルセットなどの補装具代、リンパ浮腫のための弾性着衣等
- 輸血の生血代、海外で診療を受けた場合 など

払い戻しが
受けられます



③出産育児一時金

被保険者が出産した場合に支給されます(妊娠85日以上^{はつご}の死産、流産も)。他の健康保険などから出産育児一時金が支給される方には国保からは支給されませんのでご注意ください。



④葬祭費

被保険者が亡くなった場合に葬祭を行った方に支給されます。

⑤移送費

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかったとき、保険者が必要と認めた場合に支給されます。



⑥訪問看護療養費

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

国保の給付 (その3)

主な給付一覧

○手続きによっては個人番号（マイナンバー）の確認が必要になります。世帯主と対象の方の個人番号カード、または個人番号のわかるもの持参するようにお願いします。

支給内容	申請に必要なもの
出産育児一時金 48.8 万円 産科医療補償制度加入機関 での出産の場合+1.2万円	保険証、医師の証明書（死産・流産の場合）、世帯主の通帳、出産費用の明細書、 直接支払制度に関する文書 ※直接支払制度を利用し、出産費用が 48.8万円（産科医療補償制度加入機関で の出産の場合は+1.2万円）を越える場合 は、窓口での手続きは必要ありません。
海外出産一時金 48.8 万円	①パスポート（渡航証明のため） ②医療機関が発行する書類 （出産証明書、原本とその翻訳） ③妊娠届の提出又は、母子健康手帳
葬祭費2万円	保険証、通帳（葬祭を行った方）、葬祭 を行ったことが確認できるもの （例 火葬費の領収書、新聞広告）
限度額適用認定証 限度額適用・標準負担 額減額認定証 ※住民税非課税世帯の方は入院中の 食事代も減額になります。	保険証
コルセットなどの補装具 かかった医療費の 7割又は8割が払い戻し	保険証、医師の証明書、領収書、 世帯主の通帳
海外療養費 国内での保険診療の範囲内	保険証 診療内容明細書（原本とその翻訳）、 領収明細書（原本とその翻訳）、 世帯主の通帳、パスポート
「一部負担金の減免及び 徴収猶予について」 特別な事情により一部負担金の支払 いが困難な場合は、国民健康保険課 給付係へ問い合わせください。	保険証

第三者行為によるケガや病気

第三者行為によって傷病を受けた場合も国保で治療が受けられます。
第三者行為による傷病を受けた場合とは、次のような場合をいいます。

- ・交通事故 ・他人から暴力を受けた ・他人の犬に噛まれた
- ・飲食店で食中毒にあった など

この場合、本来治療費は加害者が支払うもの（自賠責保険など）ですが、一時的に国保が立て替え払いし、後日加害者に請求します。また、第三者行為によってけがをした被保険者が国保から保険給付を受ける場合は、直ちに被害の状況等を保険者（市）に届けなければなりません（国保法第32条の6）

- ・第三者による傷病を受けた場合は、「事故証明書」と「保険証」と「印かん」を持参し、国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。
* 傷病の状況、相手の保険の状況などを記入します。
- ・示談を結んでしまうと、給付を停止、返納していただくこともあります。示談の前に必ず国保の窓口までご相談ください。
- ・医療機関での診療内容によっては、保険者（市）から負傷原因報告書を送付させていただくことがありますので、この場合はすみやかに回答してください。

国民健康保険が使えない診療

次のような場合には、国民健康保険は使えません。

・労災保険の対象となるとき

- ・仕事上のけがや病気
- ・勤務中や通勤途中での事故

仕事上のけがや病気、勤務中や通勤途中での事故には、原則として労災保険を適用します。

労災保険が適用される場合に国保を使用すると、後日医療費を返納していただくことになります。

・飲酒運転や無免許運転といった不法行為によるとき

・病気とみなされないとき

- ・正常な妊娠、出産 ・美容整形 ・経済的な理由での妊娠中絶
- ・人間ドック、健康診断、予防接種
- ・日常生活に支障のないワキガ、シミの治療 など

・以下のときは給付が制限されます

- ・故意の犯罪行為や故意の事故
- ・けんかや泥酔による病気やけが
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき など

高額療養費 (その1)

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

住民税課税世帯の方は「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、保険証といっしょに医療機関の窓口へ提示することにより、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。(自己負担限度額については次頁参照)申請のあった日の属する月の初日が適用日となります。

●医療機関の窓口へ提示するものは年齢や所得区分によって異なります。

●70歳未満の人

所得区分	医療機関の窓口へ提示するもの	
住民税課税世帯	保険証	限度額適用認定証 
住民税非課税世帯	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 

●70歳以上75歳未満の人

所得区分	医療機関の窓口へ提示するもの	
現役並み所得者Ⅲ	保険証兼高齢者受給者証	保険証兼高齢者受給者証で所得区分が確認できるため、限度額適用認定証は発行できません。
現役並み所得者Ⅱ	保険証兼高齢者受給者証	限度額適用認定証 
現役並み所得者Ⅰ	保険証兼高齢者受給者証	保険証兼高齢者受給者証で所得区分が確認できるため、限度額適用認定証は発行できません。
一般	保険証兼高齢者受給者証	保険証兼高齢者受給者証で所得区分が確認できるため、限度額適用認定証は発行できません。
低所得者Ⅱ	保険証兼高齢者受給者証	限度額適用・標準負担額減額認定証 
低所得者Ⅰ	保険証兼高齢者受給者証	限度額適用・標準負担額減額認定証 

自己負担限度額の計算方法

- ① 暦月ごとの計算(月の1日～末日まで)
 - ② 同じ医療機関でも入院と外来、歯科は別計算
 - ③ 2つ以上の医療機関の場合は別計算
 - ④ 差額ベッド代、食事代、保険適用でない医療行為は対象外
- ※70～74歳の方は、医療機関、歯科の区別なく合算されます。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用せずに自己負担限度額を超えたお支払いがあった場合や、世帯で合算して自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として超えた分の払い戻しがあります。該当者には、診療月の約3か月後に国保から通知をお送りいたします。

高額療養費の貸付制度のご案内

医療費の自己負担限度額を超えており、保険医療機関への支払いが困難な世帯に対し、無利子で貸付を行っております。くわしくは国保窓口にお問い合わせください。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

世帯の所得要件		区分	自己負担限度額
上位 所得者	基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える	ア	医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 252,600円+ (多数回 140,100円)※1
	基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え901万円以下	イ	医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 167,400円+ (多数回 93,000円)※1
一般	基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え600万円以下	ウ	医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% 80,100円+ (多数回 44,400円)※1
	基礎控除後の総所得金額等が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円 (多数回 44,400円)※1
住民税非課税世帯		オ	35,400円 (多数回 24,600円)※1

※1()内は過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合に、4回目から適用される限度額。

※未申告の場合は上位所得者とみなされますので、ご注意ください。

高額療養費 (その3)

70～74歳の方の自己負担限度額(月額)

世帯の所得要件		区分	自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み 所得者	住民税課税所得 690万円以上の方	現役並み Ⅲ	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、その 超えた分の1% (多数回 140,100円)※2	
	住民税課税所得 380万円以上の方	現役並み Ⅱ	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、その 超えた分の1% (多数回 93,000円)※2	
	住民税課税所得 145万円以上の方	現役並み Ⅰ	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超 えた分の1% (多数回 44,400円)※2	
一般	住民税課税所得 145万円未満の方 ※1	一般	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (多数回 44,400円)※2
住民税 非課税 世帯	住民税非課税世 帯で、低所得Ⅰ 以外の方	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯 で、世帯の各所得が 必要経費・控除を 差し引いたときに0 円となる方	低所得Ⅰ		15,000円

※1世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額210万円以下の場合も含まれます。

※2()内は過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合に、4回目から適用される限度額。

高額な医療費が複数ある場合は世帯合算ができます。

たとえば

1 同じ世帯で同じ月に21,000円以上の一部負担金がある場合
(70歳未満の人のみ適用されます)

- 一部負担金を合算して自己負担額を超えた分が払い戻されます。

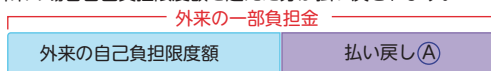


たとえば

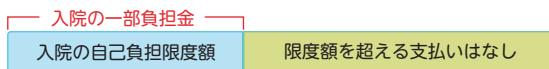
2 70歳～74歳の人と同じ月に外来と入院の支払いがある場合

- 外来と入院を合算して世帯単位の自己負担額を超えた分が払い戻されます。

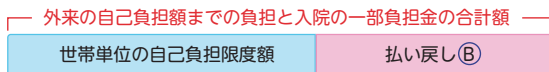
- 1 外来の場合自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。



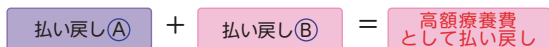
入院の場合自己負担限度額までの支払いとなります。



- 2 次に外来の自己負担限度額までの負担と入院の一部負担金を合計し、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。



- 3 したがってこの世帯には、払い戻される額(A)と(B)の合計額が高額療養費として払い戻されます。



たとえば

3 同じ世帯に70歳未満の人と70歳～74歳の人支払いがある場合

- 1 「70歳～74歳の人」の払い戻し額を計算します。
- 2 ①の払い戻し額を除いた負担額と「70歳未満の人」の負担を合算して限度額(P23参照)を超えた分が世帯の払い戻し額となります。
- 3 ①と②を合わせた額が世帯全体の払い戻し額となります。

※75歳以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人は合算できません。

高額介護合算・高額医療制度

世帯内で国保・介護の両保険から給付を受けることによって、自己負担額が高額になった時は、国保・介護を通じた自己負担限度額（毎年8月～翌年7月までの年額）が適用され、超えた分の払い戻しがあります。

●70歳未満の方の自己負担限度額（年額）

	所得区分 (P23参照)	自己負担限度額 (国保+介護)
上位所得者	ア	212万円
	イ	141万円
一般	ウ	67万円
	エ	60万円
住民税非課税世帯	オ	34万円

●70～74歳の方の自己負担限度額（年額）

	所得区分 (P24参照)	自己負担限度額 (国保+介護)
現役並み所得者	現役並みⅢ	212万円
	現役並みⅡ	141万円
	現役並みⅠ	67万円
一般	一般	56万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

※払い戻しの対象見込みの方へは通知をお送りしますので、申請をお願いします。

※高額療養費等を差し引いた額で計算されます。

厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の人は、自己負担額が1医療機関につき、1か月10,000円までとなります。※「特定疾病療養受療証」を発行しますので、国保の窓口で申請してください。

厚生労働大臣指定の特定疾病

- 人工透析を必要とする慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

※70歳未満の上位所得者、未申告世帯の自己負担額は1か月20,000円までとなります。

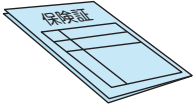
こんなときは国保へ届け出を

必ず14日以内に届け出しましょう

注意：届出期間を過ぎて診療を受けると保険が適用されない場合があります。

○手続きによっては個人番号の確認が必要になります。世帯主と対象の方の個人番号カード、または通知カードを持参するようにお願いします。

※別世帯の代理人が手続きを行うときは世帯主直筆の委任状及び代理人の身分証明が必要となります。

	こんなとき	手続きに必要なもの
保険に入るとき	他の市町村から転入してきたとき。	身分証
	職場の健康保険をやめたとき。	健康保険資格喪失証明書、身分証
	子どもが産まれたとき。	届出する方の身分証
	生活保護をうけなくなったとき。	保護廃止決定通知書、身分証
	外国籍の人が入るとき。	在留カード、身分証
保険をやめるとき	他の市町村に転出するとき。	保険証
	職場の健康保険に入ったとき。	国保と職場の健康保険の保険証 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき。	
	国保の被保険者が死亡したとき。	亡くなられた方の保険証、 届出する方の身分証 (葬祭費の申請に必要な書類 (P20参照))
	生活保護をうけるようになったとき。	保険証、保護開始決定通知書
その他	同じ市町村内で住所が変わったとき。	保険証、身分証 
	世帯主や氏名が変わったとき。	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき。	
	修学のため、別に住所を定めるとき。	保険証、在学証明書または、 学生証(コピー可)
	施設や病院に住所を移す時	入所又は入院の証明書、保険証、身分証
	保険証を紛失、または汚して使えなくなったとき。	身分証

特定健診・特定保健指導・がん検診

年に一度は健診を受けましょう。通院中の方も対象です。

40歳以上75歳未満（年度内に75歳になる人を含む）の国保加入者を対象に、保険者が実施主体となって特定健診・特定保健指導を行います。

特定健診・特定保健指導とは・・・

特定健診では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の人を見つけ、特定保健指導で生活習慣病を予防するプログラムが組まれます。



●特定健診の対象者

40歳以上75歳未満の人が対象となります。

※年度内に75歳になる人については、誕生日の前日までが対象となります。

●健診の受け方

健診を受けるには、保険証又はマイナ保険証と受診券が必要です。医療機関または集団健診のいずれかでの受診になりますので、事前に指定機関へ予約を入れましょう。

40歳以上の方は人間ドックを受ける事ができます。

詳しくは、宜野湾市保健相談センター（電話098-898-5598）までお問い合わせ下さい。



早期発見

がん検診を受けよう

自覚症状がないときこそ検診が大事



肺がん

日本人のがんによる死亡数のトップ。進行すると治療が難しくなります。



胃がん

50代から急増し、特に男性に多く発生します。早期発見で治る可能性の高いがんです。



大腸がん

日本人が最も多くかかるがん。早期の段階ではほとんど自覚症状がありません。



乳がん

女性がかかるがんの第1位。30代から増え始め、40代後半に最も多く見られます。



子宮頸がん

20～30代の若年層で増加傾向にあり、若い女性の妊娠や出産の可能性を脅かす存在です。

がんは、
早期発見できれば
9割は治ると
言われているよ！



特定健診・特定保健指導の流れ

対象者全員に基本的な検査（腹囲やBMI*計測含む）と喫煙歴などの質問の他、前年度の健診結果の確認を行った上で、医師が必要だと判断した人には「詳細な健診（貧血検査、心電図、眼底検査）」も行われます。また、健診結果や質問票の内容をもとにして、保健指導の必要度がグループ分けされます。

※BMI とは肥満度の指標で、次の式で求められます。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

BMI が 25 以上だと肥満と判定されます。

医療保険者から受診券などが届く

特定健診を申し込む

【特定健診】

基本的な健診
(質問 + 基本的な検査)

+

詳細な健診
(医師が必要と判断した検査)

健診の結果によって対象者をグループ分け

【保健指導】

保健指導の
必要度が
低い人

保健指導の
必要度が
中程度の人

保健指導の
必要度が
高い人

要治療

全員に情報提供

動機づけ
支援

積極的
支援

受診勧奨

対象者の状況に応じて支援
および目標達成の評価

STOP 生活習慣病の重症化

糖尿病性腎性症重症化予防取組

社会環境や生活習慣の変化、高齢化の進行に伴い、糖尿病、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病が急増し、医療費も伸び続けています。また、生活習慣病が悪化することにより、人工透析治療が必要となる方が増えています。

宜野湾市では、糖尿病などが重症化したことで人工透析などの合併症発症・病気の進行を防止するため、「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施しています。この事業は、医療受診が必要な方には“適切な受診”への働きかけを行い、治療中の方へは“医療機関と連携”し、重症化予防のための保健指導を実施します。

●糖尿病のこわさ…

糖尿病は、治療が不十分で高血糖状態が続くと、全身に合併症が起ってきます。代表的な合併症は「1. 網膜症による失明」、「2. 腎症による人工透析導入」、「3. 神経障害による下肢壊疽・切断」など、生活に大きな影響を及ぼします。

糖尿病性腎症とは尿に蛋白が出るなど、腎機能が低下している状態です。特に糖尿病からくる糖尿病性腎症は人工透析になる原因のナンバーワンの疾患です。

宜野湾市で新たに人工透析が必要になった方の 66%は糖尿病が原因です。

人工透析は週平均 3 回。

1 回あたりにかかる時間は約 4 時間。

費用額は年間 600 万円と高額な治療です。



●自分の体の状態がわからない…

健診を受けることで、自覚症状がなくても糖尿病や腎臓の状態がわかります。

健診の後には保健指導を受け、重症化させないようにしましょう。対象の方には、保健師、管理栄養士、看護師等がご連絡します。糖尿病連携手帳を用いてかかりつけ医や専門医との連携を行うなど、適切な支援を行います。

大切なことは、“血糖・血圧を良好に維持すること！”。毎年健診を受けて、ご自身のからだの状況を確認し、健康づくりに取り組みましょう。

柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方

柔道整復（整骨・接骨・骨つぎ）とは、急性又は亜急性の外傷性のケガ（すべったり、転んだり、ぶついたりした時の負傷）の治療・応急手当を目的とする施術です。

■国民健康保険が使えるとき

- 骨・筋肉・関節のケガなどで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、及び捻挫（いわゆる肉離れを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。）

注意 国民健康保険が使えないときの例

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。

◆国民健康保険の対象にならない場合もありますので、**負傷の原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確にきちんと伝えましょう。**

◆施術が長期に渡る場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

◆一部負担金の値引き等は認められておらず、領収証も無償で交付することとされています。領収証は必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額の確認をして下さい。

◆治療内容等について、保険者よりお尋ねすることがあります。

医療費適正化のために

健康保険等の療養費は、あなた、そして健康保険等に入されている方々の保険税等から支払われます。

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

●負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。

※何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合または、通勤途上に起きた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は市町村の担当窓口にご連絡してください。

●療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認して、署名または捺印をしてください。

※療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者に請求を行い、支払いを受けるものですが、柔道整復については、患者が柔道整復師に受領委任することで、あなたが施術所の窓口で自己負担分を支払ったり残りの費用を患者本人に代わって保険者に請求し支払いを受けることが認められています。

受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し、原則患者本人が署名することになっています。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、注意してください（あなたが手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。）

●領収証を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

※領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

●施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

施術日や施術内容等について
照会させていただく場合があります。

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、
施術内容、施術年月日の記録、領収証等を
保管し、照会がありましたら、ご自身で
回答できるようご協力をお願いします。



医療費を増やさないためにできること

①「かかりつけ医（薬局）」をもとう

かかりつけの病院等を持つことで無駄な診療や投薬を防ぐことができます。



②「はしご受診・重複受診」をしない

医療費の支払いが増えたり、薬の重複使用で身体に悪影響を与える場合があります。



③診療時間内に受診しよう

休日や夜間は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。深夜加算等がプラスされ自己負担が割高になります。

④ジェネリック医薬品を利用しよう

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効能効果をもつ医薬品です。さらに患者さんの自己負担も軽減されます。



⑤治療は最後まで続けよう

一度中断して再度受診すると新たに初診料がかかることもあります。

⑥領収書・明細書を保管しよう

医療費の請求間違いにも気がつきやすくなります。



⑦セルフメディケーションを取り組もう

定期健診を受け日々自分の健康に関心を持ち、軽度な体の不調は市販薬で対処するなど、自分の体の健康について意識しましょう。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置されている広域連合が運営主体となります。

市町村は窓口業務を行います。

対象となる方

- ①75歳以上の方（75歳の誕生日当日から）
- ②65歳以上74歳以下で、一定の障がいがあると認定された方（認定された時から）

・65歳以上74歳以下で後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

*一定の障がいについては各種ありますので、一度窓口にてご相談下さい。

一定の障がいがある方が後期高齢者医療に加入すると

現在加入している健康保険（国民健康保険など）に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。

*医療費の負担割合や保険料額が必ず低くなるものではありません。世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、今より負担が上がることもありますので、一度ご相談下さい。

診療を受けるとき

後期高齢者医療被保険者証が1人に1枚交付されます。医療を受ける場合は、忘れずに病院などの窓口提示しましょう。



医療費の自己負担割合（一部負担金）

自己負担割合	対象となる方
3割	世帯内の後期高齢者医療被保険者のいずれかが方が 住民税課税標準額（課税所得）が145万円以上である世帯
2割	世帯内の後期高齢者医療被保険者のいずれかが方が 住民税課税標準額（課税所得）が28万円以上の世帯で、 世帯内の後期高齢者医療被保険者の「年金収入+その他合計所得金額」の合計額が下記①または②に該当する方 ①被保険者が1人の場合……………200万円以上 ②被保険者が2人以上の場合……………320万円以上
1割	①住民税非課税世帯 または、 ②世帯内の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税標準額（課税所得）28万円未満の世帯

※自己負担割合が3割の方で、前年中の収入合計額が基準未満の方は「基準収入額適用申請書」を提出し、広域連合が認めた場合、自己負担割合が1割または2割となります。

後期高齢者医療制度 保険料の計算方法

広域連合条例第4条～第22条

保険料はこのように計算します。

①・②の項目を合計します。

① 均等割額 被保険者一人当たり 56,400円	+	② 所得割額 (総所得金額等-基礎控除額) × 11.60%	⇒	一人当たりの保険料 賦課限度額 800,000円
--------------------------------	---	--------------------------------------	---	--------------------------------

※基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方の令和6年度の所得割率は10.18%

※令和6年3月31日時点で75歳以上の方及び令和7年3月31日以前の障害認定による加入者(当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった方を除く。)を対象とする賦課限度額は段階的に引き上げられます。(令和6年度は73万円、令和7年度は80万円)

所得の低い方の軽減措置

●均等割額の軽減

世帯(世帯主及び被保険者)の所得水準に応じて

保険料の均等割額(56,400円)が次のように軽減されます。



保険料の被保険者均等割額負担軽減の基準

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等

基礎控除額(43万円) * を超えない世帯



軽減割合

7割軽減

基礎控除額(43万円) * + 29.5万円 × 世帯に属する被保険者数
を超えない世帯



5割軽減

基礎控除額(43万円) * + 54.5万円 × 世帯に属する被保険者数
を超えない世帯



2割軽減

★給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に、下記の金額が加算されます。

(給与所得者等の数-1) × 10万円

給与所得者等とは

- 一定の給与所得者(給与収入55万円超)
- 公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超)

保険料の納め方

保険料は年金から自動的に徴収されます(特別徴収)。

※年金受給月(偶数月)の6回に分けて徴収されます。

ただし、以下の事由に該当する方は納付書や口座振替(普通徴収)での納付となります。

- ① 宜野湾市介護保険料が天引きされている年金受給額が年間18万円未満の方
- ② 宜野湾市介護保険料と合わせた保険料が、年金の2分の1を超える方
- ③ 宜野湾市介護保険料が年金から天引きされていない方
- ④ 年度の途中で新たに加入した方や住所(市町村間)の異動があった方

※ 普通徴収の場合、保険料の納期は7月から翌年の3月までの9期となっております。

納期は9期です

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

健康を目指す国保加入者の健康づくりを応援します!



とくとく
特定健診
キャンペーン

受けて
お得意

国保加入者
40~74歳 限定
(対象者: 昭和25年4月1日生~昭和60年3月31日生)

令和6年度
最後の
キャンペーン!!

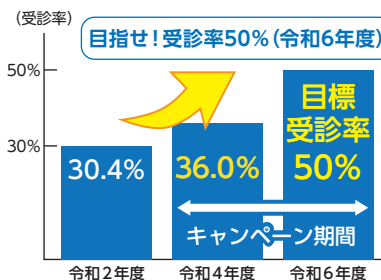
特定
健診
または
人間
ドック
受けると
全員に
3,000円分
プレゼント



今こそ
健診!



1,500円分 1,500円分



「令和6年度特定健診受診率50%」に向け、国保加入者(40~74歳)を対象に、特定健診受診者へ3,000円分の商品券をプレゼントしています。

この機会に「始めよう 健康チェック! 肥満改善・重症化予防!!」

健診受診の流れ: 予約 → 受診 → 結果確認 → 生活習慣見直し・改善

健診方法: 「個別健診」または「集団健診」のどちらかを選んで予約する。

個別健診

医療機関
電話予約



▲医療機関リスト

集団健診

宜野湾市保健相談センター

☎098-898-5598

☎ オンライン予約または
電話予約



▲オンライン予約

マイナ保険証を ご利用ください。

～令和6年12月2日から現行の保険証は発行されません。～

※マイナ保険証の利用は、ご自身でマイナンバーカードを健康保険証として登録する必要があります。

マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録がまだの方は、以下の方法により登録することができます。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明
写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として利用登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

■マイナ保険証を使うメリット

①「限度額認定証等」が不要になります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合、基本的に限度額適用認定証等がなくても、医療機関等での医療費の支払が自己負担限度額までとなります。

②データに基づく最適な医療が受けられます。

過去に処方されたお薬の情報が医師・薬剤師に共有され、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

国保税納期限日カレンダー

令和6年（2024年）

令和7年（2025年）

7月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
	第1期						

8月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

9月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	第3期				

10月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
	第4期						

11月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

12月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	第6期			

1月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
	第7期						

2月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	
	(2/17より申告が始まります。) 第8期						

3月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	申告期間にご注意下さい				

4月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	新年度スタート		

5月	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

※12月の口座振替日は25日です。

国保税のお支払いに困ったら、早めに納税相談をお願いします。